

広報

みさと号外

第 16 報 平成 31 年 3 月 28 日発行

熊本地震から
まもなく 3 年がたちます。

各種申請に
漏れはありませんか？

もう一度
ご確認をお願いします。

被災者生活再建支援金の申請はお済みですか？

熊本県では、平成 28 年熊本地震について、被災者生活再建支援法を適用し、被災者生活再建支援金の支給を行っています。支援金には 2 種類あり、申請期限を設けています。このたび、加算支援金において、申請期限の延長が行われましたので、ご確認をお願いします。

申請期限

基礎支援金 → 平成 31 年（2019 年）5 月 13 日（月）まで

加算支援金 → 平成 32 年（2020 年）5 月 13 日（水）まで

自宅の再建方法によって受け取れる「加算支援金」の申請期限が延長されました！



※基礎支援金、加算支援金ともに、市町村により申請期限が異なります。
り災証明書が発行された市町村での手続きになりますので、震災後に美里町へ転入された方などは、り災証明書が発行された市町村へお尋ねください。

◎再確認！支援金の支給額

区分		基礎支援金（1） 住宅の被害程度	加算支援金（2） 住宅の再建方法		合計 （1）＋（2）
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			貸借	50 万円	150 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			貸借	50 万円	100 万円
単数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			貸借	37 万 5 千円	112 万 5 千円
	大規模半壊世帯	37 万 5 千円	建設・購入	150 万円	187 万 5 千円
			補修	75 万円	112 万 5 千円
			貸借	37 万 5 千円	75 万円

- ・加算支援金の貸借について、公営住宅入居者は除きます。
- ・申請期間内に公営住宅（災害公営住宅を含む）を退去し、住宅を再建される場合は、加算支援金の対象となります。



平成 30 年度住民税非課税世帯へ義援金を配分します

1. 支給要件

熊本地震により、住家の全壊、半壊（大規模半壊を含む）のり災証明書の交付を受けている世帯または解体世帯として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯のうち、平成 30 年度の住民税が非課税である世帯（※ 1）（以下「非課税世帯」という。）を対象とします。

ただし、住民税が課されている別の世帯の者の扶養親族等（※ 2）のみで構成される世帯（高齢者（※ 3）または障がい者がいる世帯（※ 4）を除く）は対象としません。

- （※ 1）世帯は、り災証明書上の世帯（以下「り災世帯」という。）を対象とする。
※り災証明書の交付後、り災世帯に世帯員の転入出があった場合の取り扱いは、次の通りとする。
 - ・り災証明書の交付後、り災世帯から転出または転居（世帯分離も含む。）した者についても、世帯に含める。ただし、平成 30 年度の住民税が課税される平成 30 年 1 月 1 日までに亡くなった者は、世帯に含めない。
 - ・り災世帯に新たに転入した者は、世帯に含めない。
- （※ 2）扶養親族等とは、地方税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいう。
- （※ 3）高齢者とは、平成 30 年 1 月 1 日現在において満 65 歳（昭和 28 年 1 月 2 日以前生まれ）に達している者とする。
- （※ 4）障がい者とは、平成 30 年 1 月 1 日現在において地方税法施行令第 7 条に該当する者とする。
※身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などで、平成 30 年度の住民税課税に係る所得控除の対象となる障がい者を含む。

2. 配分基準額

対象被害	全壊・解体	半壊
配分基準額	20 万円	10 万円

3. 申請に必要な書類

- ① 非課税世帯に係る義援金申請書
- ② 平成 30 年度の住民税課税証明書
 - ・ただし、平成 30 年 1 月 1 日現在において義務教育課程を修了していない者（平成 14 年 4 月 2 日以降生まれ）については、当該証明書の提出は不要とする。
 - ・申請世帯に別の世帯の者から扶養されている扶養親族等がいる場合は、扶養している者が非課税であることを確認するため、当該証明書の提出を求める。
- ③ 振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ その他の確認書類
 - ※その他、支給要件を確認するため、必要と認められる書類の提出を求めることがあります。

4. 申請期間

平成 31 年 4 月中旬～平成 32 年（2020 年）3 月末

◇ 問合先（窓口）

役場福祉課 子ども・生活支援係（砥用庁舎） ☎ 4 7 - 1 1 1 6（直通）

裏面もご覧ください



公営住宅への入居費用を助成します

● 助成内容

仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型（みなし）仮設住宅）から公営住宅へ入居し再建された世帯へ一律 10 万円を助成します。

● 助成の対象者

1. 建設型仮設住宅、借上型仮設住宅入居者であり、仮設住宅の供与期間内に退去した者
2. 応急仮設住宅入居者以外で次のアからウいずれかに該当する者
ア：り災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた者
イ：り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者
ウ：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 2 号ハに掲げる世帯として認定されている者

※被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 2 号ハとは…

当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

● このような場合も対象になります！

既存公営住宅に一時入居（無償）し、その後、特定入居（有償）に切り替えた場合も対象

● 申請期間

受付開始は平成 31 年 4 月以降を予定しています。申請方法や申請期間の詳細は、対象世帯へ別途お知らせします。

● 申請書類

- ①交付申請書
- ②り災証明書の写し
- ③り災区分が半壊の場合は自宅の解体を証明する書類（解体証明書など）の写し
- ④住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
- ⑤公営住宅などの入居当選通知など入居要件を満たすことを確認できる書類

民間賃貸住宅への入居費用を助成します

● 助成内容

仮設住宅入居世帯や、り災証明書において全壊・大規模半壊の判定を受けている世帯（半壊解体世帯を含む）などを対象に、民間賃貸住宅へ入居する際に必要な礼金や仲介手数料などの初期費用として、一律 20 万円を助成します。

● 申請期限

賃貸契約日の属する月の末日から 6 か月以内

● 申請書類

- ①交付申請書
- ②り災証明書の写し
- ③住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
- ④入居した民間賃貸住宅に係る賃貸契約書の写し
- ⑤口座振替申出書
- ⑥解体証明書（半壊世帯のみ）
- ⑦その他町長が必要と認めるもの

引越しをする時の転居費用を助成します

● 助成内容

仮設住宅入居世帯や、り災証明書において全壊・大規模半壊の判定を受けている世帯（半壊解体世帯を含む）などを対象に、仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅などへ転居する際の転居費用として、一律 10 万円を助成します。

● 申請期限

転居日の属する月の末日から 6 か月以内

● 申請書類

- ①交付申請書
- ②り災証明書の写し
- ③住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
- ④再建先の入居に係る契約書などの写し
- ⑤口座振替申出書
- ⑥本人確認書類
- ⑦解体証明書（半壊世帯のみ）
- ⑧その他町長が必要と認めるもの



一部損壊世帯の義援金の申請期間を再延長します

一部損壊世帯の義援金（住宅の修理費用に 100 万円以上要した世帯に支給）の申請期限が延長されます。また、修理費用 30 万円以上 100 万円未満の世帯を対象とした美里町独自義援金および扶助費の申請期限も併せて延長します。

申請期限

（現行） 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日（日）まで
（延長後） 平成 32 年（2020 年）3 月 31 日（火）まで

- ・世帯につき 1 度だけの申請になります。
- ・日常生活に欠くことができない部分の修理を対象とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理などは除きます。

住家被害世帯への義援金を増額します

住家被害世帯の配分基準額の見直しにより、次のとおり義援金が増加されます。

対象被害	全壊・解体	半壊
金額	+ 5 万円	+ 2 万 5 千円

【現行の配分基準額】

住家被害（1 世帯当たり）

全壊	解体	半壊	一部損壊
80 万円	80 万円	40 万円	10 万円



【見直し後の配分基準額】

全壊	解体	半壊	一部損壊
85 万円	85 万円	42 万 5 千円	10 万円

- ・一部損壊世帯については、住宅の修理費用に 100 万円以上要した世帯を対象とします。
- ・義援金の増額分は、前回受給の口座へ支給します。振込日や振込先などについては、対象者へ後日通知書にてお知らせいたします。なお、前回受給者が亡くなられている場合、申立書を送付しますので、提出をお願いいたします。

◇ 詳しい内容の確認について

役場福祉課子ども・生活支援係または被災時にお住まいだった市町村の窓口へお問い合わせください。

◇ 問合先（窓口）

・役場福祉課 子ども・生活支援係（砥用庁舎） ☎ 4 7 - 1 1 1 6（直通）

